

第4号様式(第14条関係)

一般廃棄物処分業許可証

茅ヶ崎市指令第 389号
平成31年2月20日

神奈川県茅ヶ崎市柳島1575番地32
株式会社 アオキミツル商事
代表取締役 青木 三留 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証します。

NO COPY
再複写無効

許可番号	第S-1号
許可の年月日	平成31年3月19日
許可の有効期限	平成33年3月18日
事業の範囲	中間処理(破碎、切断) 一般廃棄物(廃プラスチック類に限る)
施設の所在地及び名称	茅ヶ崎市芹沢963番地1 株式会社 アオキミツル商事 芹沢工場
許可の条件	処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年茅ヶ崎市条例第1号)及びその他関係法令を遵守して行うこと。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茅ヶ崎市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。)裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。)裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。